

武蔵野市学校教育計画

(中間報告)

平成21年10月

武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会

目 次

パブリックコメントの趣旨

第Ⅰ章 計画策定にあたって	… 1
1 計画策定の背景・趣旨	… 1
2 「武蔵野市学校教育計画」の位置付け	… 2
第Ⅱ章 武蔵野市の特色ある学校教育の取組	… 3
○ 身体・言語・自然を重視した教育	… 3
○ 人材を活用した学習指導・支援	… 4
○ 子どもたちの文化・芸術活動	… 5
○ 地域と連携した教育活動	… 5
第Ⅲ章 武蔵野市の教育に関する現状と課題	… 6
1 児童・生徒について	… 6
(1) 確かな学力	… 6
(2) 豊かな心	… 6
(3) 健やかな体	… 7
2 学校・家庭・地域について	… 7
(1) 学校	… 7
(2) 家庭・地域	… 8
第Ⅳ章 これからの武蔵野市の教育	… 9
1 基本理念	… 9
2 武蔵野市が進める重点的な取組	… 10
【重点1】学びの基盤づくり	… 10
【重点2】知的好奇心を高める教育の推進	… 10
【重点3】地域と協働した学校づくり	… 11
第Ⅴ章 施策の体系	… 12
Ⅰ 「生きる力」をはぐくむ教育	… 13
Ⅱ 学びの質を高める教育環境	… 16
Ⅲ 学校と地域が協働した教育	… 18
〈参考〉	
1 用語解説	… 19
2 教育基本計画(仮称)策定委員会 これまでの討議内容	… 22
3 策定委員名簿	… 23

パブリックコメントの趣旨

近年、少子高齢化に伴う人口構成の急激な変化や経済のグローバル化、高度情報化によるネットワーク社会の進展をはじめ、私たちを取り巻く社会の変化は著しいものがあります。教育の分野においても例外ではなく、このような状況の中、平成18年12月には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、続いて学校教育法をはじめとする教育関連法の改正、学習指導要領の改訂といった、一連の法制度等の整備が実施されました。

武蔵野市教育委員会では、これらの社会的状況の変化や法整備等に対応し、これからの武蔵野市が目指す学校教育の在り方を検討するため、教育基本計画（仮称）策定委員会を設置いたしました。

本年1月より、委員会を9回開催し、現状と課題の整理や基本理念、また、それに基づく重点施策等について議論を重ねてまいりました。

このたび、中間報告書がまとまりましたので、市民の皆様にご報告するとともに、最終報告書作成にむけ、広くご意見を募集いたします。

◆ ご意見の提出方法

○電子メール、FAX または郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受付はいたしません。

○ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえご提出をお願いいたします。

◆ 募集期間

平成21年10月15日（木）～10月30日（金）まで（必着）

※ ご提出いただいたご意見は、原則公開とさせていただきます。

【あて先（問い合わせ先）】

武蔵野市教育委員会 教育部教育企画課 教育企画係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1894（直通） F A X：0422-51-9260（直通）

e-mail：sec-kyouiku@city.musashino.lg.jp

第 I 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、社会を取り巻く情勢は急速な変化を見せています。国内では少子高齢化が進み、出生数及び合計特殊出生率は平成 17 年を底に若干の増加を見せているものの、急激な人口構成の変化への対応が急務となっています。経済のグローバル化や高度情報化によるネットワーク化が進展し、経済の安定化の実現のためには世界的な協調が不可欠となりました。地球環境問題も深刻化しており、早急に具体的な取組を進めていく必要に迫られています。そのほかにも、食糧問題、エネルギー問題をはじめ、様々な課題が生じています。

これらの社会状況の変化は少なからず教育にも影響を与え、家庭や地域の変容、ひいては、子どもたちの家庭生活の変化となっています。たとえば、保護者の労働時間の長時間化が進むなど、平日の親子の触れ合う時間の減少が見られたり、近隣同士の間関係の希薄化が進むなど、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、子どもたちの学習意欲や規範意識等の低下、生活経験、自然体験の不足等も指摘されています。

そのような状況の中で、平成 18 年 12 月、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、続けて学校教育法をはじめとする教育三法の改正、学習指導要領の改訂といった、一連の整備が行われました。

いま学校教育には、これからの変化の激しい時代に生きていくため、広い視野をもって新たな時代を切り拓いていく力を身に付けた人材の育成が求められています。

本市の学校教育は、これまで基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自然体験活動を積極的に行い、子どもたちの豊かな心をはぐくんできました。また、保護者をはじめとした地域とも協力し合い、地域と一体となった子育てにも取り組んできました。これら本市学校教育がこれまで培ってきた取組を大切にしつつ、社会情勢の変化や、教育基本法をはじめとする教育関連法の改定の趣旨を踏まえ、現状と課題の整理や、基本理念に基づく重点施策等を明確にし、これからの武蔵野市が目指す学校教育の方向性を示すため、「武蔵野市学校教育計画」を策定します。

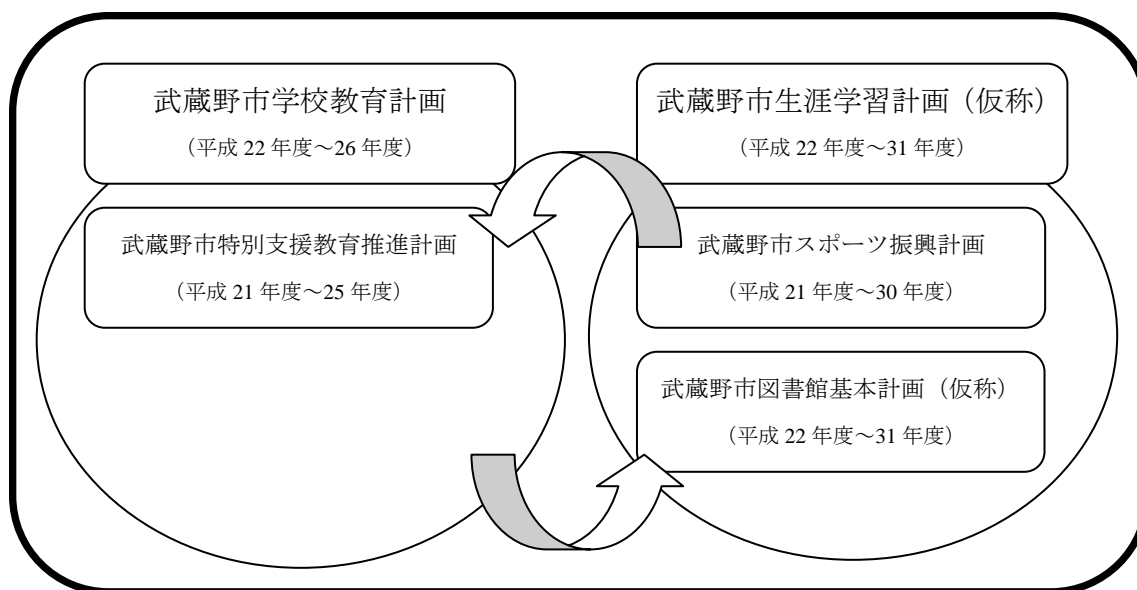
本計画は、本市の市立小・中学校の今後 5 年間の教育の在り方に焦点を絞ってこれまで検討を重ねてきました。近年、政治・経済の構造改革を皮切りに、教育特区をはじめ教育の分野でも、学校自由選択制度(*1)、小中一貫校など、様々な改革が試みられていますが、本市においては、各校が行ってきたこれまでの取組を検証し、それをより充実・発展させるという方向で議論を重ねてきました。制度改革については、今日までの学校と地域、子どもたちのかかわりなどを考慮する中で、慎重に検討しているところです。

2 「武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、武蔵野市第四期長期計画・調整計画（平成20年度～24年度）の考え方を踏まえながら、本市が今後5年間において、目指すべき学校教育の方向性を示したものです。特別支援教育については、既に「武蔵野市特別支援教育推進計画」を平成20年度に策定しており、詳細は当該計画によります。また、本年度、本計画と並行して武蔵野市生涯学習計画（仮称）、図書館基本計画（仮称）を策定しており、十分整合の取れた計画としていく必要があります。

さらに、本年度策定中の第三次子どもプラン武蔵野（第四期長期計画・調整計画の分野別実施計画であり、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画）との整合性も図っていきます。

武蔵野市教育委員会各計画の関係図



第Ⅱ章 武蔵野市の特色ある学校教育の取組

○身体・言語・自然を重視した教育

本市では、平成14年11月、「武蔵野市学校教育のあり方検討委員会」を設置し、武蔵野市の学校教育の課題を検討し、これからの武蔵野市の学校教育の在り方について協議を進めました。平成16年3月には「武蔵野市学校教育のあり方検討委員会報告書」において、「身体・言語・自然」を重視した教育、確かな学力の定着や心の教育の推進等、本市の特色ある教育活動の推進について具体的な方策が示されました。この委員会の報告による「身体・言語・自然」を重視した教育活動については、一定の成果を上げ、現在本市が取り組んでいる教育にも受け継がれています。

身体にかかわる教育では、各学校において、体育の授業を充実させるとともに、外遊びの奨励や部活動の活性化等を図っています。また、教育委員会の取組としては「市内中学校総合体育大会」や「ランニングフェスティバル」を行っています。今年度45回目を迎える「市内中学校総合体育大会」は、市内の市立中学校6校、都立・私立中学校7校が参加して武蔵野陸上競技場や市立体育館、各学校を会場に実施されています。市内の公・私立中学校の生徒が、各種競技の正しい知識と技術を習得し、体育に対する興味と関心を深め、心身を鍛えるとともに、他校の生徒との親睦を図ることで望ましい社会性を身につけることを目的としています。毎年夏から秋にかけ、バスケットボールやバレーボール、サッカー、陸上、剣道、水泳など12種目の競技を実施しています。「ランニングフェスティバル」は、今年度4回目となりますが、子どもたちが走ることの楽しさや素晴らしさを体験するとともに、体力の向上を図り、健全な精神を養うことを目的として開催しています。当初は、亜細亜大学の駅伝チームやトップアスリートを招いて、共に走る体験を重視してきましたが、日常的な取組を通して培ってきた力を発揮する場となるように、少しずつ実施形態を変えています。

言語にかかわる教育では、読書活動の充実をはじめ、各教科において言語にかかわる活動の充実を図ってきました。平成18年度より実施している「子ども文芸賞」では、児童・生徒の文芸活動を奨励し、優れた文芸作品を顕彰しています。4つの部門（「小説、童話又は随筆」部門、「詩」部門、「俳句又は短歌」部門、「読書感想作品」部門）からなり、子どもたちの豊かな感性や創作力を引き出すきっかけにもなっています。平成20年度の応募数は、1,426作品にも上りました。武蔵野の子どもならではの質の高い作品も多く応募されるようになりました。

自然にかかわる教育では、小学校全校への「ビオトープ(*2)」の設置など、教育環境の整備とともに、「セカンドスクール」等が挙げられます。平成7年度から市立全小学校5学年を対象に始められたセカンドスクールは、翌8年度からは、市立全中学校1学年にも広げられ実施されています。

通常の学校生活では得難い自然体験や生活体験を補完するため、児童・生徒が自然豊

かな農山漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動を教育課程に位置付けて実施しています。子どもたちは、自然との触れ合いを通して豊かな情操や感性をはぐくみ、長期にわたる宿泊体験を通して生活自立や自主性、他者とのかかわり、協調性などを培っています。また、農業体験や林業体験など、その土地の産業に触れる勤労体験的な学習も行っています。

平成 18 年 3 月には「武蔵野市体験活動検討委員会」を設置し、セカンドスクール等のねらいや内容、実施上の課題について検討し、充実・改善を図ってきました。また、学校と受け入れ地域の関係者が協力し、円滑な実施に努力をしてきた結果、セカンドスクールは本市独自の特色ある教育活動として定着させることができました。

平成 21 年度 セカンドスクール

小学 5 年生 6泊7日～8泊9日 長野県飯山市、新潟県魚沼市 ほか
中学 1 年生 4泊5日 長野県安曇野市、新潟県十日町市 ほか

○人材を活用した学習指導・支援

本市では、個に応じたきめ細かな指導の充実や学習効果の向上、読書活動の充実などを目的として、学校にさまざまな人的な支援を行っています。こうした学校への人的支援は、各校の教員の指導力とあいまって、武蔵野の学校教育の質の向上につながっています。

子どもたちの確かな学力の定着・向上を目的に学習指導員(*3)を配置し、担任と役割を分担して授業を行っています。一斉授業におけるティームティーチング(*4)や学級の枠を超え、習熟度別指導など学習集団の弾力的編制による指導により、個に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。平日の放課後や土曜日に実施される学習支援教室の指導も行っています。

また、図書室サポーターを全校に配置し、図書室の環境整備及び児童・生徒の図書室利用を支援するとともに、図書室を活用した授業の補助を行っています。子どもたちの読書に対する関心にもきめ細かく応えることができ、貸し出し冊数の増加などに表れてきています。

さらに、本市の授業の質を高めるため、地域人材を活用したALT（外国語指導助手*5）、理科の専門性の高い人材による小学校理科専科教員(*6)を配置しております。

この他にも、つまずきのある子どもたちや特別な支援を必要とする子どもたちに対して専門家スタッフ(*7)や派遣相談員(*8)、SS（サポートスタッフ*9）、TA（ティーチングアシスタント*10）を配置しており、専門家の立場から教員に対する具体的な指導・助言、保護者からの相談にも応えています。

○子どもたちの文化・芸術活動

子どもたちが音楽や演劇に触れる機会を多くもてるよう努めています。また、子どもたちの文化・芸術活動への取組を奨励するとともに発表・交流の場を設けています。オーケストラ鑑賞教室では、秀でた音楽に触れることで、子どもたちが音楽のもつ素晴らしさを知るとともに、通常の音楽の授業への興味・関心を高めることを目的としています。

また、演劇鑑賞教室は、子どもたちが、劇団員による質の高い演劇を鑑賞することで、演劇の楽しさ、素晴らしさを味わい、文化や芸術に対する理解と関心をより一層深めることを目的としています。

この他にも、吹奏楽や合唱など音楽的な活動が盛んに行われています。毎年3月には、市立小・中学校の合唱クラブ（部活動）や吹奏楽クラブ（部活動）に所属する児童・生徒が一堂に会して、日頃の練習の成果を発表する場として「青少年コーラス・ジョイントコンサート(*11)」や「ジュニアバンド・ジョイントコンサート(*12)」を実施しています。これらのジョイントコンサートは、出演児童・生徒の保護者のみならず、地域住民や卒業生も鑑賞に訪れる中での発表となり、子どもたちにとって貴重な体験の場となっています。

○地域と連携した教育活動

本市では、地域が学校に対して協力的で、学校と地域が一体となって子どもたちを見守り、育てていくという基盤ができています。学校と地域の良好な関係の中で、両者が連携した教育活動が数多く見られます。

また、地域の特色として、豊かな教育資源が挙げられます。各学校は、専門的な知識や技能をもった地域の方々や大学や企業の教育力を生かした教育活動を進めています。こうした地域人材の活用により、地域に根ざした特色ある教育活動を行っています。

さらに、各学校には、学校運営の一層の充実に資するために、「開かれた学校づくり協議会」が設置されています。「開かれた学校づくり協議会(*13)」は、校長の求めに応じて学校を支援する役割のほか、学校の自己評価に対して意見・具申を行う関係者評価の機能を有しています。平成21年度には「開かれた学校づくり協議会代表者会」を設置し、各校の情報を共有し、学校支援のネットワークの構築を進めています。これにより、地域と連携した教育活動の活性化を目指しています。

子どもたちの教育を考える上で、保護者との連携は不可欠です。そこで、家庭教育の重要性を踏まえ、リーフレット「望ましい生活習慣・学習習慣に向けて」を作成し、家庭へ配付するなど、基本的な生活習慣の確立、家庭学習の習慣化等を保護者の協力とともに進めています。

第三章 武蔵野市の教育に関する現状と課題

1 児童・生徒について

(1) 確かな学力

平成 21 年度の全国学力・学習状況調査等の結果によると、本市の児童・生徒は、知識を測る問題、活用力を測る問題ともすべての実施学年や実施教科において、全国や東京都の平均を上回っています。また、「学習に関する意識調査」等において、本市の子どもたちは学習に対する関心や向上心が比較的高く、授業態度もおおむね良好という結果が出ています。しかしながら、全国的な傾向として指摘されているところですが、学年が進むにつれて、上位層と下位層の分布が2極化する傾向が、本市においても見られています。

今後は、児童・生徒に対して、個に応じたきめ細かな指導の充実を図っていくことが重要です。また、知識を測る問題と活用力を測る問題の正答率の差が大きいことから、日頃の授業の中で、児童・生徒が基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるだけでなく、問題解決学習や体験学習等を通して思考力、判断力、表現力等を育成していくことが大切です。

(2) 豊かな心

本市では、子どもたちの豊かな心をはぐくむため、道徳教育をはじめ、セカンドスクールなどの自然体験、勤労体験やボランティア体験等を行ってきました。併せて、演劇鑑賞教室やオーケストラ鑑賞教室、読書活動等の文化芸術活動なども実施してきました。一方、子どもたちは成長の過程の中で人間関係に悩んだり、自己有用感(*14)がなかなかもてないといった悩みを抱えている実態もあります。こうした状況も踏まえ、今後とも継続して豊かな人間性をはぐくむ教育を一層充実させることが求められています。

また、不登校やいじめ等の問題行動の状況ですが、本市の不登校児童・生徒の状況は、小学校はこの数年間はほぼ横ばい、中学校においては、3年連続減少という結果が出てきています。こうした不登校児童・生徒数減少の要因として、各学校のきめ細かな対応はもとより、小学校では平成 17 年度から、また中学校では平成 19 年度から始めた、教育支援センターの派遣相談員（臨床心理士）の配置効果が現れてきたことも要因として考えられます。今後も引き続き、きめ細かな対応とともに、関係諸機関との連携を進め、個に応じた対応をしていくことが求められています。

いじめ問題については、各学校が早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて家庭、地域、関係機関と連携した「いじめ対策連絡会議」を設置する等、対応を図っています。

そのような中、全国学力・学習状況調査質問紙の結果より、本市の子どもたちのいじめに対する捉え方がまだ十分といえない結果が見られます。今後、更なる取組が必要となってきています。また、携帯電話やインターネットを利用したハイテク犯罪やネットいじめ等について、警察等の関係機関と連携した実効的な対応策が課題となっています。

(3) 健やかな体

体力調査の結果において、本市の子どもたちの体力、運動能力については、東京都全体の状況でも指摘されているように、全国から比べるといくつかの種目において平均を下回るものがあります。その一因としては、生活の便利化・家庭用ゲーム機の普及で日常生活や遊びの中でからだを動かすことが減少しているほか、習い事や塾通い等により、放課後や休日にスポーツに親しむ時間が十分に確保できない子どもが増えていることが考えられます。

今後、体育の授業のほか、日常生活の中で体を積極的に動かす機会を多くもたせることが必要です。また、自ら進んで運動に親しむ姿勢や生涯にわたり運動を実践することが必要となっています。

2 学校・家庭・地域について

(1) 学校

昨今、公立学校の教育について様々な指摘がなされておりますが、各学校では授業改善等、日常の教育活動の充実を図るとともに、学校だよりやホームページ等による学校からの情報発信や授業公開などを充実するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めています。併せて、今日的な問題とされている異校種間の接続の課題を克服するため、幼保・小の連携や小・中学校連携を強化する取組を推進しています。幼保・小の教員間で連絡会が行われたり、年長園児が小学校での体験を行っています。

また、小・中学校教員が中学校区の各ブロックに分かれ情報を交換・共有するとともに、教育課程内で小学生が中学校で体験授業を受けたり、中学校教員の小学校への出前授業を実施しています。学校公開を実施する中で小学生に対して部活動体験を行っている中学校もあります。

団塊世代の教員の大量退職に伴い、教員の年齢構成は、全都的な傾向でもありますが、急速な若年化が進んでいます。本市では教職経験4年目以内の教員が全体の約20%を占め、若手教員の中には、授業や学級経営等に行き詰まったり、悩みを一人で抱え込んだりする者も見られます。そのため、学校教育に高い専門性をもつ教育アドバイザーを配置し、定期的に授業観察等や面談をして指導力向上を目指しています。

今後、若手教員の指導力の育成・向上が重要課題となっています。初任者をはじめ2～4年次教員を対象とした授業研究や、校内でのOJT（実践に即した研修）によ

る指導育成が求められています。

また、学校では新たな職の制度が導入されました。組織力の向上を図るため、副校長を補佐する主幹教諭、若手教員等への指導・助言など指導的役割を担う主任教諭が設置されました。

教職員が組織の一員として経営参画意識をもって、それぞれの職に応じた役割を果たしていくには、今後、各学校は、校長のリーダーシップのもと、主幹教諭や主任教諭等を生かしたミドルマネジメントの向上を図ることが必要とされています。

各学校では、平成23年度、24年度から全面実施される新学習指導要領の趣旨を踏まえ、情報教育や環境教育、食育、小学校外国語活動など新たな教育課題への対応力も求められています。

(2) 家庭・地域

本市では、保護者や地域の学校教育への関心は高く、学校運営にも協力的です。子どもたちの登下校時の安全の見守り等、保護者や地域の方々による協力支援体制や、むさしのジャンボリー、どんど焼き等の地域行事を通して、地域で子どもたちを育てる基盤があります。こうした学校と地域とのかかわりを重視し、本市では、学区制を堅持しています。

また、各学校では、市内の大学や企業の研究室や図書館、美術館などの社会教育施設の有する多様な機能を、授業や教育活動に生かしています。さらに、市内大学と連携した部活動の外部指導員の派遣や小中学生の音楽活動に対して指揮指導などの支援を受けている学校もあります。

子どもたちが日常生活の中で良好な人間関係を築くことができるとともに、規範意識や社会性をはぐくむためには、家庭や地域と連携をとることが求められます。また、今後、地域の教育力の活用を一層進めるため、全市的なネットワークづくりが求められています。

第Ⅳ章 これからの武蔵野市の教育

1 基本理念

武蔵野市学校教育計画の目指す基本理念を、以下のとおりとします。

「次代を担い 未来を拓く 知性・感性を磨く武蔵野の教育」

この理念は、次の考えに基づいています。

◆ 次代を担い 未来を拓く

次代を担う武蔵野の子どもたちが、自らが生きるこれからの社会を自ら切り拓いていく気概をもって、たくましく生き抜いていって欲しいという願いが込められています。

◆ 知性・感性を磨く

武蔵野の子どもたちは、学習に対する関心や向上心が高く、全国及び市独自の学力調査等でも結果は良好です。また、本市の大きな特色であるセカンドスクールをはじめ、自然に触れたり、文化・芸術に触れたりする教育活動の中で豊かな情操、感性をはぐくんでいます。このような高い資質をもつ武蔵野の子どもたちが知性・感性を磨き、次代を担う人材に成長して欲しいと願っています。

2 武蔵野市が進める重点的な取組

これまで述べてきた本市の特色及び現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するため、本市では、今後5年間の重点的な取組として、「**学びの基盤づくり**」「**知的好奇心を高める教育の推進**」「**地域と協働した学校づくり**」を行っていきます。

高い潜在能力をもつ子どもたちに知的好奇心を高める教育を実践するため、学びの基盤を確立するとともに、本市の特性を生かした地域と協働した教育を展開しています。

【重点1】 学びの基盤づくり

豊かな学びを実践していくためには、その土台となる基盤づくりが大切です。学びの基盤とは、学び手としての子どもたちの意欲や心構え、基本的な生活習慣や学習習慣といったものです。また、子どもたちの学びを育てる教員の授業力を高めること、学校の施設や設備を整備することなど、広く学びを深めていく上で必要なことを整えていくことも、基盤づくりです。

本市では、学力向上の基盤づくりとして、基礎・基本の定着を図り、子どもたちのもつ資質・能力そして可能性を伸ばしていきます。

それには、各教科において子どもたちの学習意欲を高めるよう授業改善を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導の展開を図るなど、少人数教育を充実させます。

また、学校・教師の相談機能、研修機能の充実を図るとともに、研究・開発的な資料の整理、保管や学校支援の人材データ管理・活用等の拠点となる教育センター構想を検討します。

さらに、各学校においてICT機器を活用する授業を推進するとともに、効果的にICT機器や教育用コンテンツを活用するための教員用ネットワークの構築、校内LAN(*15)の整備等を図ります。

- 授業改善（基礎・基本の習得）推進の支援
- 少人数教育の推進
- 家庭と連携した学習習慣・生活習慣の確立
- 教員研修の充実
- 教育センター構想の検討
- 小・中学校の校内LAN整備
- 教員用PCネットワークの構築

【重点2】 知的好奇心を高める教育の推進

本市の子どもたち一人ひとりがもつ可能性をさらに伸ばしていくため、子どもたちの知的好奇心を高める、知性・感性を磨く教育を進めていきます。

子どもたちの知性・感性を磨く教育を推進していくことで、子どもたちが学校教育の中のさまざまなことに自ら興味や関心をもって取り組み、力を伸ばしていくことに

つながると考えます。

具体的には、知的好奇心を喚起する魅力的な授業や本物に触れる授業の実践、セカンドスクール等による自然体験活動の一層の充実を行っていきます。

また、多くの大学や企業の協力が得られるという地域性も生かし、これらの機関との連携なども視野に入れた、武蔵野市らしい体制づくりを検討します。

- 授業改善（活用型授業）推進の支援
- 理科専科教員の小学校全校配置
- 市内大学・企業との連携ネットワークづくり
- セカンドスクールの充実
- 図書館等、市内施設の活用

【重点3】 地域と協働した学校づくり

地域住民との協働や地域の教育資源の積極的な活用を図りながら、学校と地域の関係をこれまで以上に充実していきます。

「開かれた学校づくり協議会」の学校運営への参画や教育活動への支援を一層充実させるとともに、「開かれた学校づくり協議会代表者会」の機能を充実させていきます。さらに、市民や地域の学校運営への参画についての新たな仕組みづくりについても検討していきます。

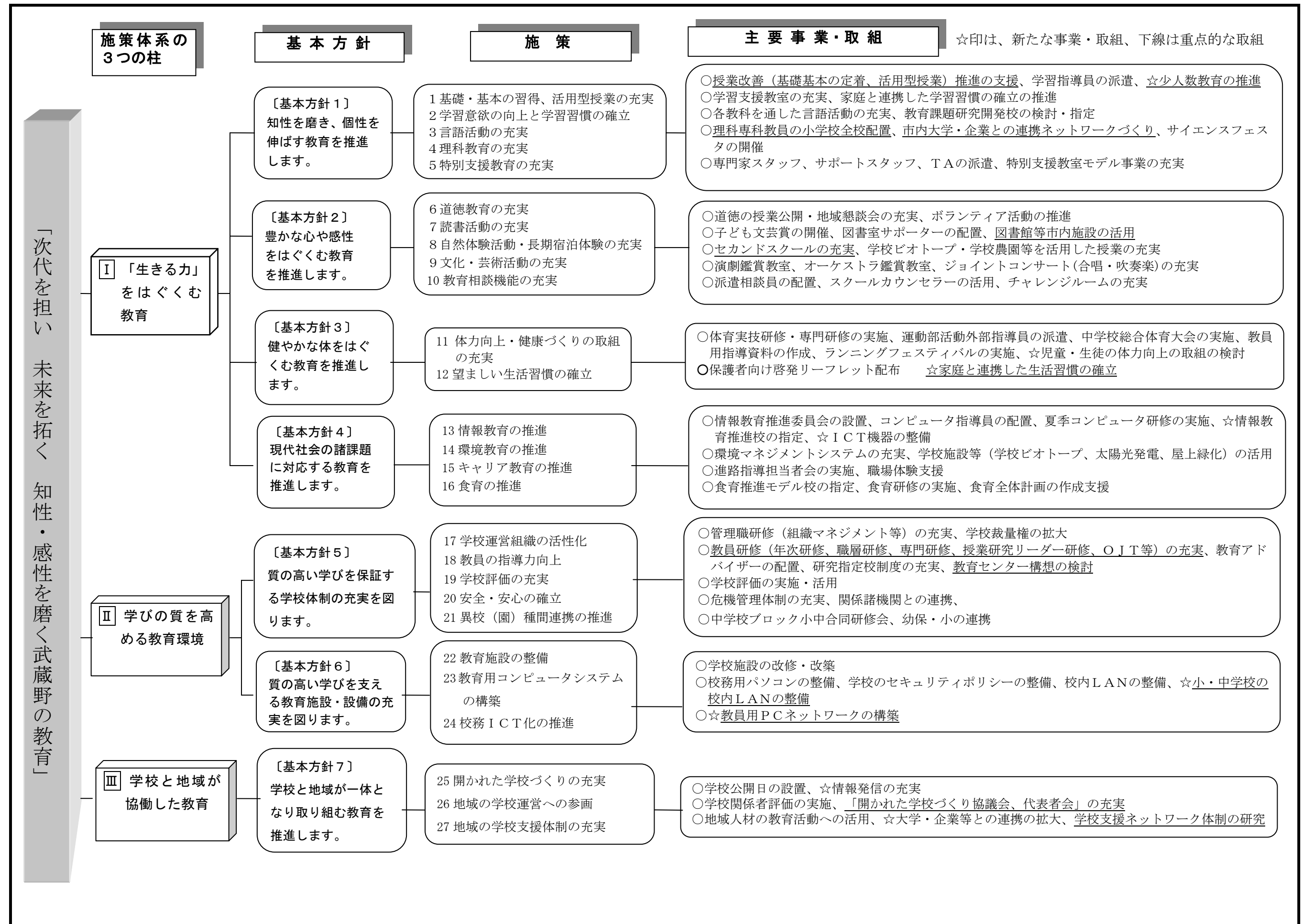
また、近隣も含めた地域には5つの大学や多様な企業が存在するなど、子どもたちに豊かな学びを提供する教育資源を多く有していることも本市の特徴です。

今後も地域住民との協働、地域の教育資源の積極的な活用を図りながら、学校を核とした地域との協働による教育を充実していきたいと考えています。

そのために、市全体のネットワーク化を進めていきます。

具体的には、専門的な知識や特技をもつ地域や保護者等の支援や個々の大学・企業がもつ教育力の活用を円滑におこなえる仕組みづくりに取り組み、その活用方法を研究します。

- 学校支援ネットワーク体制の研究
- 「開かれた学校づくり協議会、代表者会」の充実



学校教育計画では、基本理念に基づく施策を着実に推進していくため、「Ⅰ」「生きる力」をはぐくむ教育」「Ⅱ」学びの質を高める教育環境」「Ⅲ」学校と地域が協働した教育」を施策体系の3つの柱とし、7つの基本方針及び27の施策を掲げ、その実現に向けた取組を推進いたします。

Ⅰ 「生きる力」をはぐくむ教育

激しく変化する社会の中で、子どもたちが主体的に生きていくためには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむことが求められます。子どもたち一人ひとりが知性を磨き、豊かな心や健やかな体をはぐくむことにより、様々な状況に柔軟に対応でき、他者との良好な人間関係を築くことのできる人に成長していく教育の実現を目指します。子どもたちが、社会の一員としての自覚をもち、将来に夢や希望をもって力強く歩んでいける力を培って行きます。

〔基本方針1〕 知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。

基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、それを活用できるよう、思考力・判断力・表現力等を育成し、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進します。そのため、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を工夫して、学習意欲を高めるよう授業改善を進めます。

1 基礎・基本の習得、活用型授業の充実

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を重視した指導の充実を図ります。そのため、学習指導員を活用し、少人数指導(*16)や習熟度別指導などの指導方法の工夫・改善を図るとともに、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努めます。また、個に応じた指導の充実を図るため、少人数教育の検討を進めます。

市独自の「学力向上を図るための調査」等の結果を分析し、子どものつまずきや指導上の課題を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成し、授業の工夫・改善を図ります。

2 学習意欲の向上と学習習慣の確立

子どもたち一人ひとりの学習意欲を向上させるため、授業改善や教材開発に努め、質の高い授業を行うとともに、子どもたちの学習のつまずきや悩みを的確に把握し、補充的な学習や発展的な学習など個に応じたきめ細かい指導を行います。

また、学習相談や個別面談などの場や機会の充実を図ります。

さらに、家庭と連携し、学習習慣の定着を図ります。

3 言語活動の充実

言語活動については、言語を知的活動（論理や思考）及びコミュニケーションの基盤となるものと捉え、国語科の学習だけでなく、各教科の教育活動全体において充実を図り、言語に関する能力を高める工夫を行います。とりわけ、子どもの発達の段階

に応じて、記録、要約、説明、論述などの言語活動を各教科の指導計画に位置付けるよう努めます。

さらに、校内の言語環境を整備し、子どもの豊かな言語感覚の育成を図ります。

4 理科教育の充実

理科教育の充実に向け、理科教育推進協議会を設置し、計画的・体系的に理科教育の充実を図ります。教員の理科実技研修を充実させるとともに、観察・実験器具や学校ビオトープなどの整備を充実することで理科授業の工夫・改善を図ります。

また、小学校高学年における理科専科教員の配置・活用や大学や企業との連携による授業を行い、子どもたちの科学に対する興味・関心を高めます。

さらに、学校教育と社会教育の連携を進めるにあたり、理科教育推進ネットワークを整備します。

5 特別支援教育(*17)の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応え、そのもてる力を伸長させ、社会的に自立できる力や、地域や社会の一員として生きていく力を培うことを目指し、特別支援教育推進計画に基づく各種取組を推進します。

そのために、障害のある子どもに対する周囲の理解・啓発を図るとともに、大学や関係機関との連携の強化により、継続的・体系的な支援の充実などに努めます。

また、各学校においては、個別指導計画や個別の教育支援計画などに基づく指導を充実するとともに、交流及び共同学習や副籍(*18)事業の推進を図ります。

* 年次計画は武蔵野市特別支援教育推進計画に記載

[基本方針2]豊かな心や感性をはぐくむ教育を推進します。

子どもたち一人ひとりが思いやりの心や社会性をはぐくむとともに、豊かな感性や情操を高めるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの充実を図ります。

また、文化的・芸術的なものに直接触れる教育活動を通して、豊かな心をはぐくみます。

6 道徳教育の充実

いのちを大切にすする心や思いやりの心、正義感や倫理観などの規範意識の醸成を目指します。そのために、道徳の時間をはじめ、すべての教育活動を通して道徳教育を展開するとともに、ボランティア活動、自然体験活動等の体験を生かして、子どもの内面に根ざした豊かな道徳性の育成に努めます。また、道徳の授業公開や地域懇談会などを通して、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

7 読書活動の充実

子どもたちの豊かな感性や情操をはぐくみ、知的好奇心や表現力を育てるため、各学校の朝読書や読書週間などの取組を推進するとともに、図書室サポーターを有効に活用し、読書環境を整備します。また、市立図書館と学校間の連携強化を通じて、読書活動の充実を図ります。

8 自然体験活動・長期宿泊体験の充実

セカンドスクールや移動教室等を通じて、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、課題解決への意欲や態度を培います。また、長期宿泊体験の中で自主性・協調性を育て、生活自立に必要な知識・技能を身に付けます。さらに、各教科や総合的な

学習の時間などにおいて、ビオトープや学校農園、地域の公園など、身近な地域の自然環境を生かした体験活動を充実します。

9 文化・芸術活動の充実

子どもたちが演劇、合唱、合奏等の優れた舞台芸術を鑑賞する機会を充実し、豊かな感性や情操をはぐくみます。また、「ジョイントコンサート」等、子どもたちが積極的に文化・芸術活動に取り組み、自他のよさを認めたり、自らの創造力を高めたりする活動を支援します。

10 教育相談機能の充実

いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携を進め、学校における組織的な生活指導体制の充実を図ります。特に、教育支援センター派遣相談員制度や都スクールカウンセラー(*19)制度を活用し、学校におけるカウンセリング・学級担任への助言・校内研修(*20)などを充実します。

また、チャレンジルーム（適応指導教室）の指導を充実するとともに、教育支援センター臨床心理士と連携し、家庭訪問・保健室登校への早期支援を行います。

さらに、帰国や外国籍の子どもたちへの円滑な学校生活を支援するため、帰国外国人相談室の日本語指導や学習支援などに引き続き取り組みます。

[基本方針3] 健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

現在、子どもたちの我慢する力やコミュニケーション能力の低下、体力や運動能力の低下などが指摘されています。子どもたちが日常生活の中で豊かな情操や感性を培うとともに、基本的な生活習慣を身に付け、健康で規則正しい生活を送ることができるよう、心と体の健康づくりに努めます。

11 体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体を通して、健康・体力づくりに努めます。

このため、体力調査の結果を生かして体育の授業の充実を図るとともに、学校行事やクラブ活動、部活動を含めた体力づくりのための取組を支援します。

12 望ましい生活習慣の確立

子どもたちの基本的な生活習慣の確立は、基礎学力の定着や体力・運動能力の向上に大きく関係しています。生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活ができるよう家庭とも連携・協力していきます。

[基本方針4] 現代社会の諸課題に対応する教育を推進します。

社会を取り巻く情勢が急速な変化を見せる中で、現代社会は様々な課題を抱えています。変化の激しい社会の中で、子どもたちが課題に対応し、解決に向けた資質や能力を身に付けるよう、教育を推進します。

13 情報教育の推進

子どもたちの発達段階に応じて、ICT機器を活用し、情報を選択したり活用したりする能力等を育成します。また、子どもたちがメールやインターネットでのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、学校が家庭や関係機関等と連携し、情報モラルについての指導も充実していきます。

14 環境教育の推進

子どもたちが、身近な生活を通して地球的規模の環境問題に対して関心をもち、自然保護や環境保全に関する理解を深めるようにします。

また、各学校でEMS（環境マネジメントシステム）に取り組むとともに、ビオトープや地域の自然を生かした活動を充実します。

さらに、大学や企業などと連携した環境学習を充実し、環境改善に向けて積極的に行動できる態度を育成します。

15 キャリア教育の推進

子どもたちに健全な勤労観・職業観を身に付けさせ、社会とのかかわりについての意識を深めます。将来の夢をもって主体的に自分の進路を決定する力や、自分の考えを適切に伝えるとともに他者の立場を理解し、望ましい人間関係をつくることができる力を育てていきます。

16 食育の推進

子どもたちが生涯を通じ健康な生活を送るために、学校と家庭が連携・協力して食育を推進します。学校では食育リーダーを中心とした校内の食育推進組織を整備するとともに、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図ります。

また、学校給食においても、給食を生きた教材とした食育を進めるとともに、地産地消の推進、地域協働体制の支援などを進めます。

Ⅱ 学びの質を高める教育環境

子どもたちが、知的好奇心を高め、生き生きと学ぶためには、質の高い教育環境を整えることが必要です。そのため、子どもたちの教育に直接かかわる教員の資質・能力の向上及び学校経営が組織的に行われる体制づくりを充実させるとともに、学校施設・設備の整備等ハード面の充実についても着実に進めます。

[基本方針5] 質の高い学びを保証する学校体制の充実を図ります。

学校経営計画に基づいて教職員が協働体制を確立し、保護者を含む市民から信頼される質の高い教育を推進することができるよう支援します。また、学校の情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、互いの教育力を活用した開かれた学校経営を推進することができるよう支援します。さらに、教員の資質・能力を高める計画的な指導、育成を図ります。

17 学校運営組織の活性化

校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や校内の人材育成体制の充実を図ります。そのため、主幹教諭等によるミドルマネジメント

を生かした校内組織の改善を図り、教職員一人ひとりの経営参画意識を高めます。また、学校裁量予算制度により、学校の自主性・自律性を図ります。

18 教員の指導力向上

学校教育の担い手である教員の専門性や人間性などの資質能力、新たな課題への対応力を高めるため、教職員それぞれの経験や職層に応じた体系的な教員研修を企画・実施します。

また、学校においては組織的・計画的にOJT（実践に即した研修）に取り組んでいきます。さらに、学校支援の拠点となる教育センター構想の検討を進めます。

19 学校評価の充実

学校の自己評価及び学校関係者評価など、学校評価の充実を図り、家庭や地域と連携した質の高い学校教育を実現します。また、これら学校評価の結果を踏まえ、校長が学校経営においてリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行うことができるよう、人事・予算・教育課程面での必要な支援を行います。

20 安全・安心の確立

子どもたちが、安心して学校生活を送り、子どもたちが犯罪や非行に巻き込まれないよう、セーフティ教室(*21)や不審者対応訓練などの実効的な取組を充実します。

また、保護者や地域と連携した登下校時のパトロールや通学路の安全点検など、子どもの安全確保の体制づくりに努めます。

さらに、不審者情報の速やかな把握を行っていくとともに、保護者への迅速な情報提供の仕組みについて検討します。

21 異校（園）種間連携の推進

「小一プロブレム」「中一ギャップ」等が問題となっている中で、子どもたち一人ひとりに対する継続した指導や支援を実現するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校のつながりや連携を推進します。

このため、異校（園）種間の連絡会や研修会を実施し、発達段階に応じたカリキュラムの工夫や生活指導上の諸課題の解決を図ります。

[基本方針6] 質の高い学びを支える教育施設・設備の充実を図ります。

子どもたちが、充実した学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備・充実に努めます。定期的な点検・整備を行い、安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、学習面、生活面の両面から教育環境の充実を図ります。また、教員の職務の効率化・事務処理の軽減等のため、校務用のICT環境を整備します。

22 教育施設の整備

子どもたちが安心して安全に学校生活が送れるよう、引き続き施設の定期的な点検に努めるとともに、計画的に改修・整備を実施します。施設・設備の整備にあたっては、環境教育の視点を取り入れます。

23 教育用コンピュータシステムの構築

ICT機器を用いた授業が可能となるよう教室、特別教室等の教育用コンピュータ

システムの整備を進めるとともに、校内LANを整備し、子どもたちの興味・関心を高める教材を活用し、授業の質の向上を図ります。また、地上デジタルテレビへの対応や電子黒板などの有効活用についても検討していきます。

24 校務ICT化の推進

教員用の校務パソコンを整備することにより、校務の効率化を図るとともに、導入に当たり、情報セキュリティを強化し、個人情報保護・流出等を防ぎます。

Ⅲ 学校と地域が協働した教育

子どもたちの教育は地域に支えられながら行われています。そのため、地域社会全体で子どもを育てていくという視点を持ち、学校と地域が今まで以上に連携や協力を強化し、役割を補完しあい、協働した教育を進めていくことが必要です。

そのためには、これまでの保護者・地域の学校教育への支援を一層充実させるとともに、大学等の教育機関やさまざまな企業、図書館、美術館等が存在する本市の特性を最大限生かした教育活動を進めていくことで、子どもたちにより一層質の高い学びを提供していきます。

[基本方針7]学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します。

保護者や地域住民が積極的に学校運営に関わり、互いに協力しながら学校教育の一層の活性化を目指します。また、本市のもつ地域の人材や施設など多様な教育資源を活用することにより、子どもたちに豊かな学びを実現していきます。さらに、学校の情報を広く発信するとともに、地域の取組等に積極的に参加していきます。

25 開かれた学校づくりの充実

学校だよりやホームページ、学校公開の充実など、様々な場や機会を通じて学校から家庭・地域への情報発信に努めます。新たにケーブルテレビ等のメディアも広く活用して、市立小・中学校の教育情報を発信します。また、地域のコミュニティの核とした機能を生かした教育を進めていきます。

26 地域の学校運営への参画

「開かれた学校づくり協議会」の充実を図り、保護者や地域住民の意見や要望を生かしながら、地域と協働した学校づくりを一層推進します。また、開かれた学校づくり協議会代表者会を通して、学校間の情報交換をはじめ、市の学校教育の方向性について意見を交換するなど、市全体の学校教育の充実に資する独自の組織体制の構築を図っていきます。

27 地域の学校支援体制の充実

大学や企業、地域の協力者による学習支援、クラブ活動・部活動の指導など、それぞれのもつ豊かな教育力を学校教育に積極的に生かすことができるよう、関係機関とのネットワークづくりを推進します。また、学校と地域をつなぐコーディネーターを活用した仕組みについて研究していきます。

<参 考>

1 用語解説

(*1) 学校自由選択制

保護者の意見を踏まえて、子どもが入学する学校を選択する制度。

(*2) ビオトープ

生態系としてとらえることの可能な最小の生物空間。各小学校で設置されています。

(*3) 学習指導員

教員免許を有する市費非常勤講師。一斉授業におけるチームティーチングや学級の枠を超え、習熟度別など学習集団の弾力的編成による指導により、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図っています。

(*4) ティームティーチング

授業の中で、複数の教員が、主として授業を進める教員と、生徒に個別に対応する教員とに役割を分担して、きめ細かく指導する指導方法。

(*5) A L T (外国語指導助手)

英語を母国語として話す外国人。子どもたちが英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付けられるよう全校に一定時間配置しています。

(*6) 理科専科教員

理科教育に関する専門性や指導力の高い人材。理科または小学校全科の教員免許状をもつ。小学校高学年の理科授業に担任とチーム・ティーチングを行っています。児童の理科への興味・関心を高めるとともに、教員の指導力向上を図ることを狙いとしています。

(*7) 専門家スタッフ

LD、ADHD等の特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、適切な支援を行うために学校を訪問し、児童生徒の授業観察を通じて、教員の指導方法等に対して具体的に指導・助言を行う。また、特別支援教育の校内体制の整備に関する助言を行う。

(*8) 派遣相談員

発達相談やいじめ・不登校などに関して、児童生徒の授業観察を行い担任に助言するとともに、児童生徒や保護者からの相談に応える臨床心理士。校内委員会などにも出席し、個

別支援策を共に協議する。スクールカウンセラーや専門家スタッフとの連携を図っています。

(*9) サポートスタッフ

ADHD、高機能自閉症等の主として人とのかかわり方に難しさのある児童・生徒に対して、発達障害等について専門的に学んでいる大学生または大学院生が、情緒の安定やコミュニケーション能力を高めるために個別の支援を行うことにより、学校生活への適応や学習内容の定着を図っています。

(*10) ティーチングアシスタント

学習につまずいている児童・生徒に対して、将来、教員を目指す大学生等を学級に配置して担任の授業の補助を行い、学習内容の定着を図る。また、ADHD等の発達障害のある児童・生徒に対して、安全確保を行っています。

(*11) 青少年コーラスジョイントコンサート

市立小・中学校の合唱クラブ（部活動）などに所属する児童・生徒が一堂に会して、日頃の合唱活動の成果を発表する場

(*12) ジュニアバンド・ジョイントコンサート

市立小学校の吹奏楽クラブ（部活動）に所属する児童が一堂に会して、日頃の吹奏楽活動の成果を発表する場

(*13) 開かれた学校づくり協議会

各小・中学校に設置されており、学校運営への地域住民の参加として、校長の求めに応じ、学校運営に意見を述べるしくみです。また、学校が作成した学校評価に対して関係者として評価をする役割も併せてもっています。

(*14) 自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること。

(*15) 校内LAN

学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内LAN（Local Area Network）の整備により学校内の情報の共有化が促進され、高度な活用が可能となります。

(*16) 少人数指導

2学級を3つの学習集団に分けるなど、学級数を超える少人数の学習集団を弾力的に編成し、複数の教員が組織的に指導に当たる指導方法。

(*17) 特別支援教育

従来の心身障害教育の対象の障害だけでなくLD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や支援を行う教育。

LD…学習障害。基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。

ADHD…注意欠陥／多動性障害。年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

高機能自閉症…他人との社会関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れをとまなわないもの。

(*18) 副籍

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（「地域指定校」という）に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

(*19) スクールカウンセラー

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的に学校に配置された児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する臨床心理士。

(*20) 校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。

(*21) セーフティ教室

犯罪の被害防止や非行防止への取組、学校と警察等関係諸機関が連携して実施しています。

2 教育基本計画（仮称）策定委員会 これまでの討議内容

第1回委員会（平成21年1月27日）

（はじめに） 委嘱状交付、委員自己紹介、委員長、副委員長互選、傍聴及び会議録の取扱いについて

- (1) 委員会の目的・日程等説明
- (2) 施策展開の3つの視点について

第2回委員会（平成21年2月13日）

- (1) 武蔵野市における学校教育の現状と課題について
- (2) 学習指導要領改訂のポイントについて
- (3) 武蔵野市における施策展開の視点について

第3回委員会（平成21年3月13日）

- (1) 武蔵野市教育委員会における今後の施策展開の視点と方向性について

第4回委員会（平成21年4月21日）

- (1) 第一回から第三回までの討議のまとめについて
- (2) 教育基本計画（仮称）の体系（案）について
- (3) 確かな学力の向上について

第5回委員会（平成21年5月21日）

- (1) 豊かな心の育成について
- (2) 健やかな体の育成について

第6回委員会（平成21年6月30日）

- (1) 現代社会の諸課題に対応する教育の推進について
- (2) 武蔵野市が目指す教育の方向性について

第7回委員会（平成21年7月29日）

- (1) 中間まとめについて
 - ①中間報告骨子（案）の検討
 - ②武蔵野市が目指す子どもの育成について

第8回委員会（平成21年8月25日）

- (1) 中間まとめについて

第9回委員会（平成21年10月2日）

- (1) 中間報告書について

3 策定委員名簿（敬称略）

構成	氏名	所属等
学識経験者	小山田 穰	東京学芸大学教職大学院特任教授 前境南小学校長
学識経験者	松澤 茂久	本市教育支援センター長 前第二中学校長
◎ 学識経験者	葉養 正明	国立教育政策研究所教育政策・評価 研究部長
○ 学識経験者	小島 宏	財団法人教育調査研究所 研究部長
市立小学校長	田中 隆夫	大野田小学校長
市立中学校長	原 雅夫	第六中学校長
P T A連絡協議会	井原 高地	P T A連絡協議会会長
武蔵野市青少年問題 協議会	本郷 伸一	武蔵野市青少年問題協議会・井之頭 地区委員会委員長
開かれた学校づくり 協議会	安藤 栄美	開かれた学校づくり協議会（本宿小学 校）委員
公募委員	磯川 和夫	公募
行政	萱場 和裕	教育部長

※ 委員の任期は平成 21 年 1 月～平成 22 年 3 月

※ ◎は委員長、○は副委員長